

社労連第175号
平成24年4月9日

都道府県社会保険労務士会会长 殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 金田修
(公印省略)

「社労士政策モニター制度」による調査事業の実施について（周知依頼）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、連合会の事業運営につきまして格別のご高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会の付属機関である社会保険労務士総合研究機構（社労士総研）では、平成19年の創設以来「社労士制度の充実・発展に向けた研究」として各種プロジェクトを進めてきましたが、本年度から、社労士の皆さまの業務実態や意識、あるいは顧問先である中小企業等の動向に関するデータを収集・分析し、今後の社労士業務の方向性や社労士像を描き出すための調査事業を実施することとなりました。

本事業では、別紙「「社労士政策モニター」募集中（『月刊社労士』4月号用ゲラ）」のとおり、業務実態や意識等にご回答いただく方を「社労士政策モニター」として募集しておりますが、お一人でも多くの皆さまにご登録いただき、連合会の政策をより会員の皆さまの実態に沿った実効性の高いものとしていきたいと考えております。

つきましては、貴会におかれましても、本件の趣旨をご理解いただき、下記のご対応を賜りますようお願い申し上げます。

記

① 貴会ホームページの会員向けページにおいて、連合会ホームページ「社会保険労務士の皆様へ TOPICS」に掲載している本制度の概要のリンクを張っていただきたいこと

<http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/topics/2012/0330-2.html>

② その他、貴会で対応が可能であれば、別紙「「社労士政策モニター」募集中（『月刊社労士』4月号用ゲラ）」を参考にしていただき、会報、メール等により貴会会員へ周知いただきたいこと

以上

（担当：社会保険労務士総合研究機構）

「社労士政策モニター」募集中

～社労士制度の充実・発展に向けて、皆さまの声をお聞かせ下さい～

（社労士制度の充実・発展）

社会保険労務士総合研究機構（社労士総研）では、平成19年の創設以来「社労士制度の充実・発展に向けた研究」として各種プロジェクトを進めてきましたが、平成24年度から、社労士の皆さまの業務実態や意識、あるいは顧問先である中小企業等の動向に関するデータを収集、分析し、今後の社労士業務の方向性や社労士像を描き出すための調査事業を実施します。

この調査事業は、連合会の政策がより会員の皆さまの実態に沿った実効性の高いものとしていくために活用されることが期待されますが、そのためには、社労士総研がタイムリーに、より多くの皆さまのご意見・情報を集めることが大変重要になります。

そこで、各種の調査に、より多くの皆さまのご意見・情報を集める仕組みとして「社労士政策モニター制度」を創設することといたしました。

つきましては、以下のとおり「社労士政策モニター」を募集いたしますので、社労士制度の充実・発展のため、お一人でも多くの皆さまにご登録いただきますようお願い申し上げます。

社労士 政策モニターの ポイント

①簡単回答！

ホームページ上での回答になりますので、基本的にチェックボックスへのクリックでご回答いただけます。

②誰でも登録！

開業や勤務等の登録区分に関係なく、社労士に登録されている方であれば、誰でも登録できます。

③個人情報保護！

ご回答いただいた情報から、個人が特定できないシステムになっています。
安心してご回答ください！

「社労士政策モニター」への登録方法や、調査の内容は裏面以降をご覧ください。

「社労士政策モニター」登録から回答までの流れ

STEP
1

登 録

連合会ホームページ内の「社会保険労務士研修システム」から
「社労士政策モニター」への登録をお願いします。

1. 「社会保険労務士研修システム」にログイン
2. ログインしたページの中段にあるアンケート内の
【社労士政策モニター】「社労士政策モニターの登録について」をクリック
3. クリック先のアンケートに答えていただき、「回答する」をクリック



●回答いただく内容

- ①登録番号、②氏名、③メールアドレス、④登録区分

以上で「社労士政策モニター」の登録は完了です。



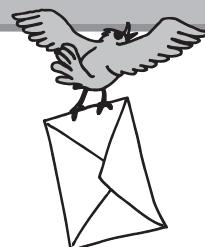
STEP
2

回答依頼

「社労士政策モニター」の皆さまのメールアドレスあてに
調査への回答を依頼します。

※メールの設定等により回答依頼を受信いただけない場合があります。

その場合はホームページまたは本誌等でアンケートの実施状況をご確認ください。



STEP
3

回 答

「社会保険労務士研修システム」から回答をお願いします。

1. 「社会保険労務士研修システム」にログイン
2. ログインしたページの中段にあるアンケート内の
【社労士政策モニター】「○○調査への回答をお願いします。」をクリック
3. クリック先のアンケートに答えていただき、「回答する」をクリック

以上で回答は完了です。



社会保険労務士研修システムへのアクセス方法

- ①連合会ホームページ「社会保険労務士の皆様へ」（トップページ右上の緑色のボタン）をクリック
連合会ホームページへは「社労士会」で検索
- ②「社会保険労務士研修システム」をクリック
- ③登録番号とパスワードを入力してログイン※パスワードについては③の画面で説明が掲載されています。

「社労士政策モニター」に登録すると何があるの？

「社労士政策モニター」の皆さんからいただいたご意見等は、社労士総研で分析のうえ、連合会の政策に反映させていただくことになりますが、その他にも、登録いただいた皆さんへは以下のとおり、表彰等をさせていただく予定になっています。

①登録者への表彰

一定以上の登録期間があり、かつ、一定数の回答をしていただいたモニターの皆さんへは、社労士制度の充実・発展に寄与していただいたとして、周年事業の際に表彰をさせていただく予定です。

②研究成果の発表

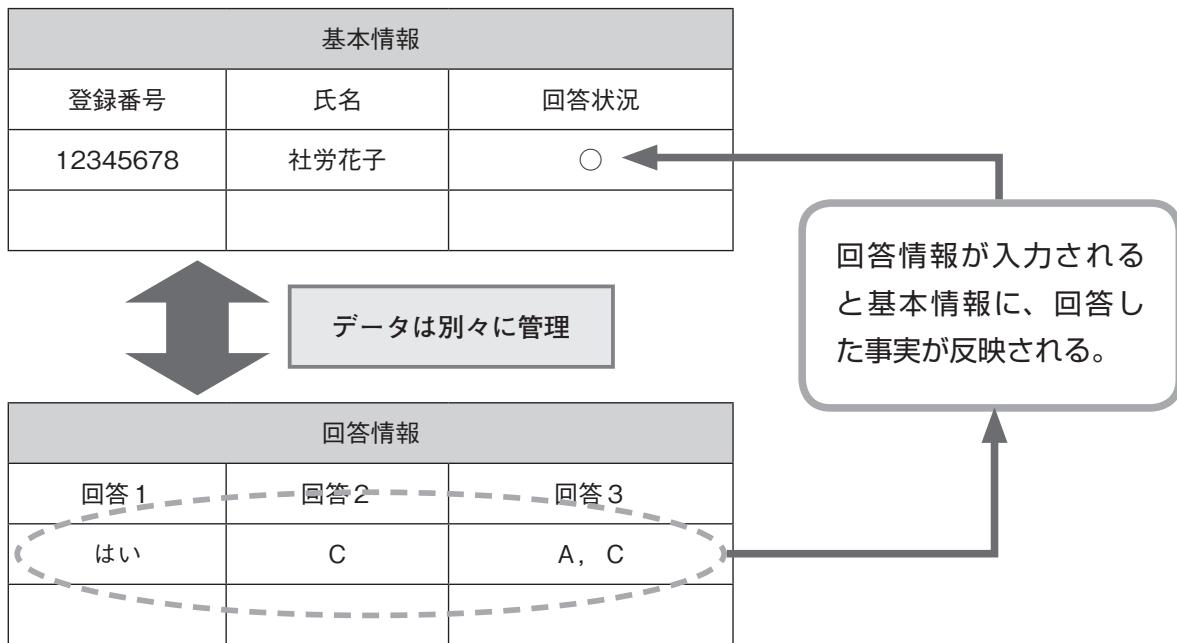
モニターの皆さんからご回答いただいた内容は、社労士総研で分析のうえ、モニターの皆さんを対象に発表させていただきます。

個人情報はどのように管理されるの？

「社労士政策モニター」の皆さんからいただいた個人情報や調査の回答等の情報は、「社労士政策モニター」制度の目的外には使用いたしません。

また、氏名等の個人情報と回答の情報を集計する際には、それぞれのデータの表示が分離するシステムとなっていますので、事務局が回答内容から回答者を特定することはできません。

●情報管理のイメージ



「社労士政策モニター」には誰でもなれるの？

社労士として登録されている会員の方であれば、誰でも「社労士政策モニター」として登録することができます。

お一人でも多くの皆さんにご登録いただきますようお願い申し上げます。

※会員権停止や業務停止中の方を除く

「社労士政策モニター」の皆さまにお願いする調査の内容

「社労士政策モニター」の皆さまにお願いする調査は皆さまの業務実態等を伺う基本調査2種類（年次調査、月次調査）と連合会の政策等についてご意見を伺う特別調査の計3種類を予定しています。

ここでは、現在調査予定の内容を紹介します。

※年次調査は本年4月から、月次調査は5月から開始予定

1 紛争解決手続代理業務の実績について（特別調査）

○連合会で現在進めている第8次社労士法改正の実現に向けて、紛争解決手続代理業務の実績等をお聞きします。

【質問例】

- ①代理業務を行った件数
- ②代理業務を行った内容（事例）等

2 社労士事務所の実態について（年次調査）

○連合会の政策を、より一層会員の皆さまの実態に合わせるとともに、事務所の経営力向上に向けた政策を実現するために、社労士事務所の実態をお聞きします。

【質問例】

- ①事務所の経営の実態
- ②業務の実態等

3 顧問先（勤務先）の実態について（月次調査）

○連合会の政策を、直近の経営課題を反映させたものとするために、顧問先（勤務先）の実態をお聞きします。

【質問例】

- ①顧問先（勤務先）の経営課題
- ②顧問先（勤務先）の景況感等

社労士政策モニター制度は、連合会ホームページの「社労士総研ページ」でも紹介していますので、そちらもご覧ください。

▶▶▶社労士総研ページへは……

連合会ホームページ「社会保険労務士総合研究機構」（トップページ中段「連合会の取り組み」内）をクリック

連合会ホームページへは「社労士会」で検索

□お問い合わせ

社会保険労務士総合研究機構 ☎03-6225-5013